

令和3年4月12日

報道関係の皆様

キョードー東京共同事業体

## 要 旨

阿波おどり実行委員会から令和3年(2021年)3月31日付通知書にて、令和2年(2020年)度の固定納付金の不払い及び積敷等を保管している倉庫の保管料の支払遅延を理由に、阿波おどり実行委員会と当事業体との間で締結された阿波おどり事業企画運營業務委託に関する基本契約書にある業務不履行に該当するため、基本契約を解除する旨の通知を受けました。本件に関し以下のとおり会見いたします。

1. 2020年度の固定納付金については、2021年3月3日付け連絡書にて申し上げたとおり、新型コロナウイルス感染症による阿波おどり開催中止の場合に固定納付金の支払義務が免除されることが、基本契約第42条及び年度契約第6条において合意・確認されていたために、支払っていなかったにすぎないため、当事業体の業務不履行は存在しません。

2. 倉庫の保管料金につきましては、保管料金の支払先である東海運株式会社には事前に連絡しご理解をいただいた旨の行動であり、当事業体の業務不履行は存在しません。積敷等は徳島市の財産であり、阿波おどりの催行を前提に当事業体が受託管理していたもので、事業の中止が市及び実行委員会にて決定された後は、所有者が管理すべきものです。

3. 当事業体は、実行委員会に対して、今後の阿波おどりの開催に向けて誠実に協議を求めていたにもかかわらず、実行委員会は、協議に応じる様子を見せないばかりか、当事業体が送付した連絡書に対する回答も示さないまま、突如として、基本契約の解除の意思表示のみを一方向的に通知してきたことは、誠に遺憾に思います。

そこで、当事業体は、基本契約につき、次のとおり通知いたします。

2021年3月31日付けで阿波おどり実行委員会が解散したことにより、当事業体は、基本契約が履行不能となったことにより基本契約を解除します。

4. 2021年3月3日付け連絡書にて申し上げたとおり、実行委員会は、基本契約第41条に基づき、2020年度阿波おどり開催準備に要した費用約2100万円のうち、信義誠実の原則に照らし合理的に実行委員会が負担すべきと判断される金額については負担すべきですので、当該費用についてはお支払いいただきます。

5. 実行委員会の解散により、当事業体は、基本契約に基づき委託される予定であった2021年度、2022年度及び2023年度の阿波おどり事業を受託できなくなったことにより、それにより得られたであろう収益を得られないという不測の損害を被る結果となりました。よって、履行不能に基づき当事業体が被った上記損害の賠償を請求いたします。